



オンラインイベント「再犯防止ってなに？」の様子
【写真提供：法務省大臣官房秘書課】



第71回社会を明るくする運動ポスター
【画像提供：法務省保護局】

▶ 第5編 再犯・再非行

- 第1章 再犯防止推進法に基づく再犯防止施策
- 第2章 再犯・再非行の概況

1 再犯防止推進法

我が国では、平成15年から**犯罪対策閣僚会議**が随時開催され、再犯の防止は政府一丸となって取り組むべき喫緊の課題という認識の下、様々な再犯防止施策が進められてきた。

そのような中、平成28年12月には、議員立法により、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めた**再犯防止推進法**が成立し、同月に施行された。

2 再犯防止推進計画

平成29年12月、再犯防止推進法に基づき、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、30年度からの5年間に関係府省庁が取り組む「**再犯防止推進計画**」を閣議決定した。この再犯防止推進計画は、5つの基本方針の下、7つの重点課題について、115の具体的な再犯防止施策を盛り込んでいる。

〔5つの基本方針〕

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

3 再犯防止施策の取組状況

再犯防止推進法において、地方公共団体は、再犯防止推進計画を勘案し、**地方再犯防止推進計画**を定めるよう努めなければならないとされているところ、令和3年4月1日現在、188（前年比119増）の地方公共団体（都道府県が42団体及び市町村（特別区を含む。）が146団体）において、同計画が策定されている（法務省大臣官房秘書課の資料による。）。

さらに、法務省においては、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討するため、事業期間を平成30年度から令和2年度末までとする「**地域再犯防止推進モデル事業**」を実施し、36の地方公共団体に同事業を委託した（法務省大臣官房秘書課の資料による。）。

また、再犯防止推進計画に基づき、関係府省庁が連携協力して再犯防止施策を推進し着実に成果を上げつつあるものの、他方で、出所受刑者の約4割を占める満期釈放者について、2年以内再入率が仮釈放者と比較して2倍以上高いなど、より重点的に取り組んでいくべき課題も明らかとなったことから、令和元年12月、犯罪対策閣僚会議は、「**再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～**」を決定し、より重点的に取り組むべき三つの課題、すなわち、「①満期釈放者対策の充実強化」、「②地方公共団体との連携強化の推進」、「③民間協力者の活動の促進」について、これらに対応した各種取組をより一層推進することとした。

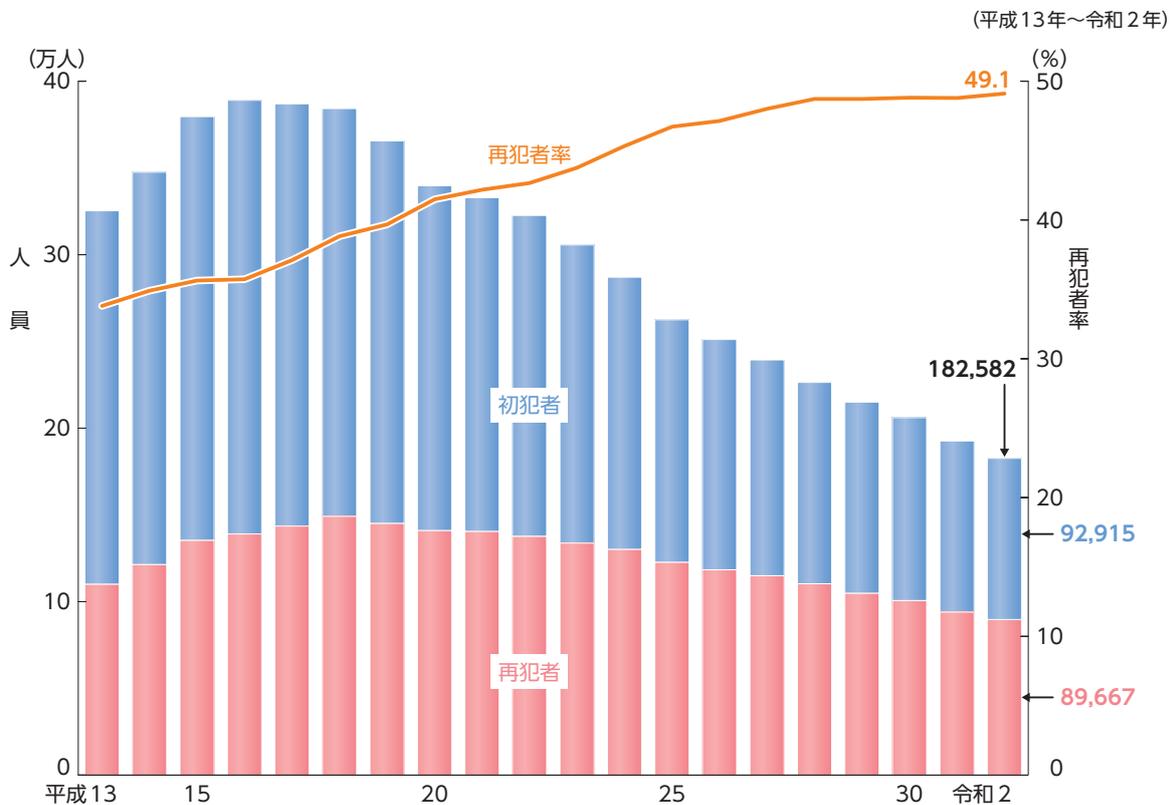
この章では、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階における再犯・再非行の動向を概観する。

第1節 検挙

1 刑法犯により検挙された再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この項において同じ。）の人員及び**再犯者率**（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、**5-2-1-1図**のとおりである（再非行少年については、本章第5節1項参照）。再犯者の人員は、平成8年（8万1,776人）を境に増加し続けていたが、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和2年は平成18年と比べて39.9%減であった。他方、初犯者の人員は、12年（20万5,645人）を境に増加し続けていたが、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けており、令和2年は平成16年と比べて62.8%減であった。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、再犯者率は9年以降上昇し続け、令和元年にわずかに低下したものの、2年は49.1%（前年比0.3pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

5-2-1-1図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



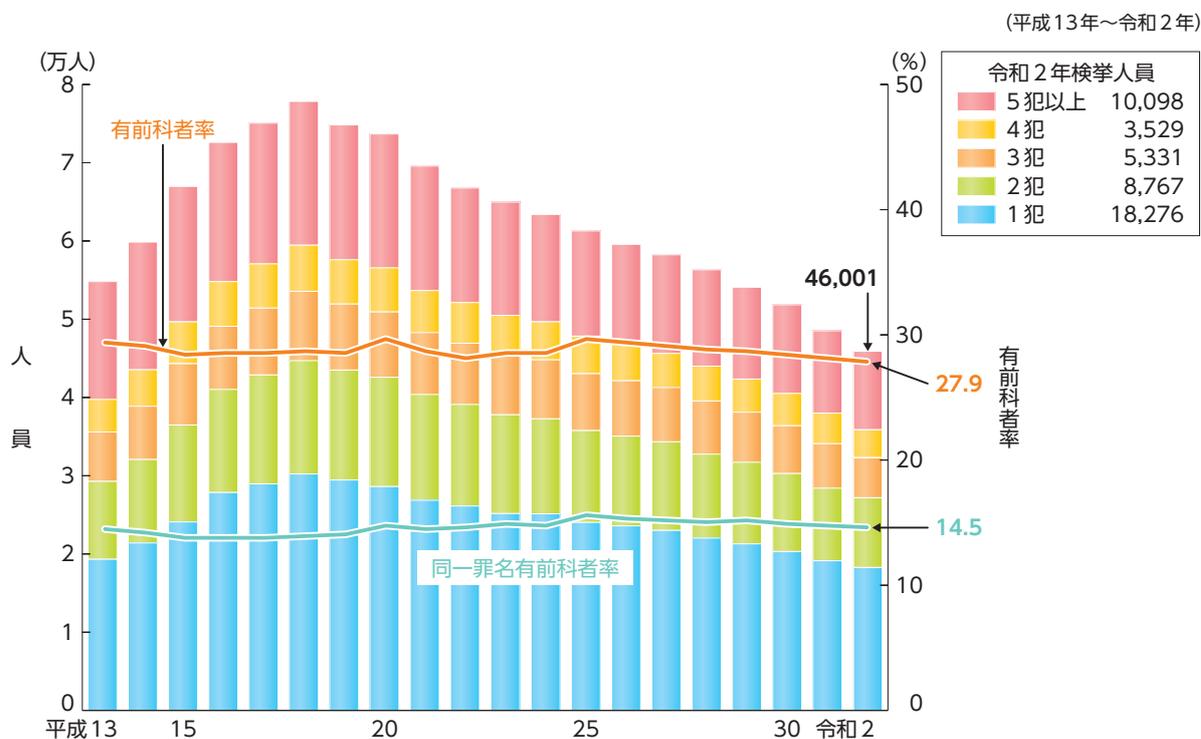
注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 刑法犯により検挙された成人の有前科者

刑法犯により検挙された成人のうち、有前科者（道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。以下この項において同じ。）の人員（前科数別）及び有前科者率（刑法犯の成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、5-2-1-2図のとおりである。有前科者の人員は、平成18年（7万7,832人）をピークに減少し続けているが（令和2年は前年比5.2%減）、刑法犯の成人検挙人員総数が減少し続けていることもあり、有前科者率は、平成9年以降27～29%台でほぼ一定している。令和2年の有前科者を見ると、前科数別では、有前科者人員のうち、前科1犯の者の構成比が最も高いが、前科5犯以上の者も22.0%を占め、また、有前科者のうち同一罪名の前科を有する者は52.2%であった（CD-ROM参照）。

なお、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。）について、令和2年における刑法犯の成人検挙人員の有前科者率を見ると、72.5%と相当高い（警察庁の統計による）。なお、暴力団関係者・非関係者別に見た入所受刑者の入所度数別構成比については、4-3-2-12図参照。

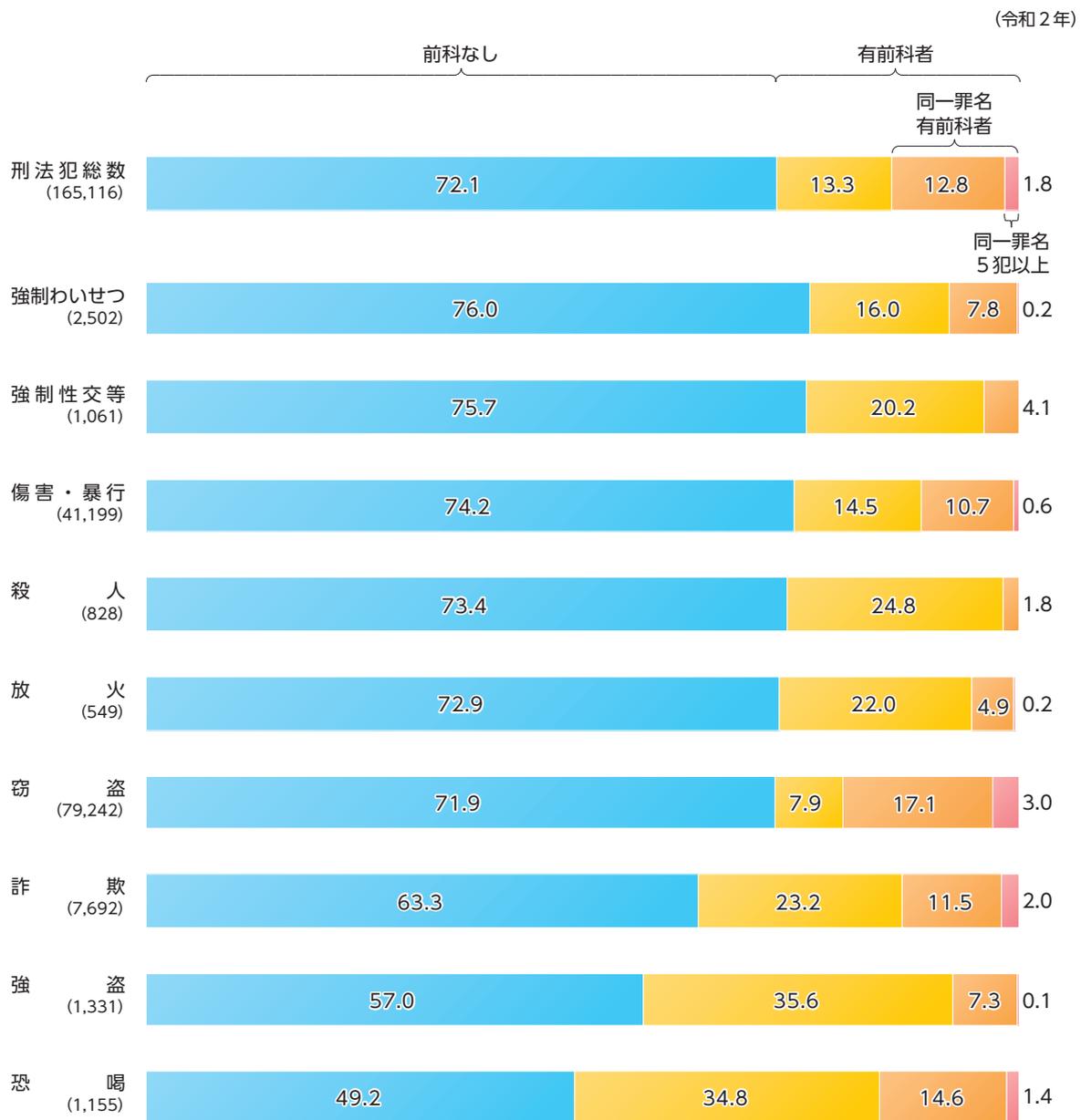
5-2-1-2図 刑法犯 成人検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、刑法犯の成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 「同一罪名有前科者率」は、刑法犯の成人検挙人員に占める、前に同一罪名の前科を有する者の人員の比率をいう。

5-2-1-3図は、令和2年における刑法犯の成人検挙人員の前科の有無別構成比を罪名別に見たものである。

5-2-1-3図 刑法犯 成人検挙人員の前科の有無別構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「同一罪名有前科者」は、前に同一罪名の前科を有する者をいい、「同一罪名5犯以上」は、前に同一罪名の前科を5犯以上有する者をいう。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 ()内は、人員である。

3 薬物犯罪により検挙された成人の同一罪名再犯者

(1) 覚醒剤取締法違反により検挙された成人の同一罪名再犯者

5-2-1-4図①は、覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下（1）において同じ。）の成人検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）のうち、同一罪名再犯者（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（1）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（同法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、近年上昇傾向にあり、令和2年は前年比で3.2pt上昇した70.1%であった。

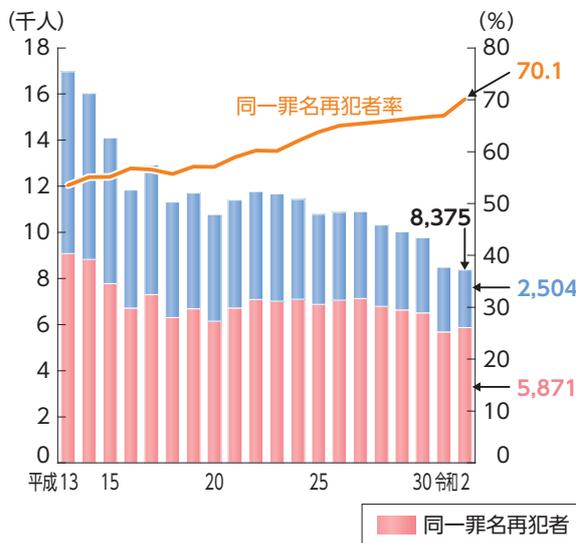
(2) 大麻取締法違反により検挙された成人の同一罪名再犯者

5-2-1-4図②は、大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下（2）において同じ。）の成人検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（2）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（同法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（2）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、平成16年（10.0%）を底として、翌年から上昇傾向に転じ、27年以降はおおむね横ばい状態で推移しており、令和2年は前年比で0.8pt低下した23.7%であった。

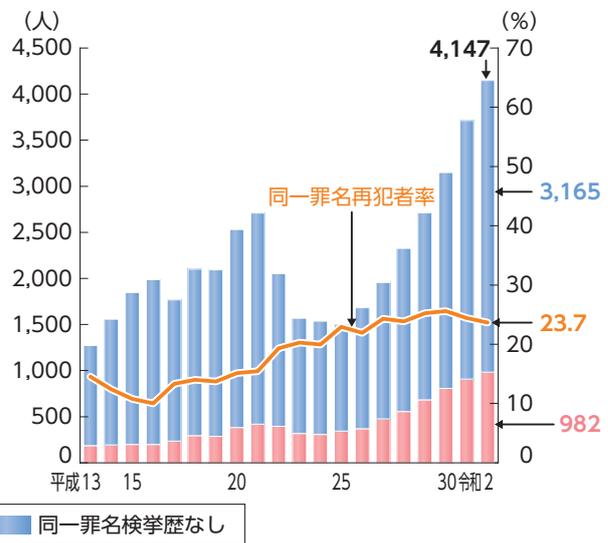
5-2-1-4図 薬物犯罪 成人検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移

(平成13年～令和2年)

① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 検挙時の年齢による。

3 警察が検挙した人員に限る。

4 ①の「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、同法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

5 ②の「同一罪名再犯者」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、同法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

第2節 検察・裁判

1 起訴人員中の有前科者

5-2-2-1表は、令和2年に起訴された者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）を起訴罪名別に見たものである。

5-2-2-1表 起訴人員中の有前科者の人員・有前科者率（罪名別）

（令和2年）

罪 名	起訴人員	有前科者の人員	前科の処分内容				有前科者率
			懲役・禁錮			罰金	
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予		
総 数	105,572	46,441	19,819	121	13,162	13,339	44.0
刑 法 犯	64,765	29,651	12,437	26	8,711	8,477	45.8
放 火	229	67	31	—	15	21	29.3
住 居 侵 入	2,184	965	425	—	258	282	44.2
強 制 わ い せ つ	1,226	405	144	1	132	128	33.0
強 制 性 交 等	502	156	65	—	41	50	31.1
贈 収 賄	89	19	2	—	1	16	21.3
殺 人	278	80	44	—	13	23	28.8
傷 害	6,218	2,536	904	1	671	960	40.8
暴 行	4,152	1,791	553	2	470	766	43.1
脅 迫	806	391	158	1	109	123	48.5
窃 盗	31,223	16,161	7,225	13	4,879	4,044	51.8
強 盗	726	277	132	—	90	55	38.2
詐 欺	6,902	2,585	1,195	1	881	508	37.5
恐 喝	452	218	113	—	61	44	48.2
横 領	1,378	602	216	1	195	190	43.7
暴力行為等処罰法 そ の 他	584 7,816	364 3,034	208 1,022	— 6	63 832	93 1,174	62.3 38.8
道交違反以外の特別法犯	40,807	16,790	7,382	95	4,451	4,862	41.1
公 職 選 挙 法	19	4	—	—	1	3	21.1
軽 犯 罪 法	1,035	336	79	—	77	180	32.5
風 営 適 正 化 法	673	238	18	—	90	130	35.4
銃 刀 法	1,051	479	196	—	105	178	45.6
売 春 防 止 法	177	85	26	3	30	26	48.0
児 童 福 祉 法	126	27	2	—	14	11	21.4
医薬品医療機器等法	125	33	10	—	10	13	26.4
大 麻 取 締 法	3,194	984	293	7	434	250	30.8
麻 薬 取 締 法	687	203	72	3	92	36	29.5
覚 醒 剤 取 締 法	10,364	7,980	5,432	75	2,046	427	77.0
毒 劇 法	179	150	69	2	31	48	83.8
そ の 他	23,177	6,271	1,185	5	1,521	3,560	27.1

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者、法人及び前科の有無が不詳の者を除く。
 3 「有前科者」は、前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。
 4 「有前科者率」は、起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 複数の前科がある場合は、懲役・禁錮（実刑）、懲役・禁錮（一部執行猶予）、懲役・禁錮（全部執行猶予）、罰金の順序により、最初に該当する刑名をその者の前科として計上している。
 6 「実刑」には「一部執行猶予」を含まない。
 7 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 8 「横領」は、遺失物等横領を含む。

5-2-2-2表は、令和2年に起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であった者の人員を起訴罪名別に見たものである。全部執行猶予中の犯行により起訴された者の人員は、6,263人（前年比255人減）であり、その45.1%を窃盗が占めた。保釈中の犯行により起訴された者の人員は、283人（同2人減）であった（CD-ROM参照）。

5-2-2-2表 起訴人員中の犯行時の身上別人員（罪名別）

（令和2年）

罪 名	犯 行 時 の 身 上								
	全部執行猶予中		保 護 観 察 中	一部執行猶予中		保 護 観 察 中	仮 釈 放 中		保 釈 中
総 数	6,263	(13.5)	924	516	(1.1)	512	590	(1.3)	283
刑 法 犯	4,397	(14.8)	663	114	(0.4)	113	400	(1.3)	150
放 火	4	(6.0)	1	—		—	—		—
住 居 侵 入	137	(14.2)	37	4	(0.4)	4	15	(1.6)	3
強 制 わ い せ つ	55	(13.6)	20	1	(0.2)	1	3	(0.7)	2
強 制 性 交 等	10	(6.4)	2	1	(0.6)	1	—		2
贈 収 賄	—		—	—		—	—		—
殺 人	2	(2.5)	—	1	(1.3)	1	—		1
傷 害	214	(8.4)	33	10	(0.4)	10	13	(0.5)	9
暴 行	137	(7.6)	23	7	(0.4)	7	5	(0.3)	11
脅 迫	49	(12.5)	6	2	(0.5)	2	6	(1.5)	2
窃 盗	2,825	(17.5)	415	58	(0.4)	57	279	(1.7)	85
強 盗	55	(19.9)	10	—		—	7	(2.5)	2
詐 欺	460	(17.8)	54	8	(0.3)	8	38	(1.5)	12
恐 喝	35	(16.1)	3	—		—	4	(1.8)	1
横 領	98	(16.3)	11	1	(0.2)	1	5	(0.8)	1
暴力行為等処罰法 そ の 他	31	(8.5)	6	—		—	1	(0.3)	1
そ の 他	285	(9.4)	42	21	(0.7)	21	24	(0.8)	18
道交違反以外の特別法犯	1,866	(11.1)	261	402	(2.4)	399	190	(1.1)	133
公 職 選 挙 法	—		—	—		—	—		—
軽 犯 罪 法	23	(6.8)	5	2	(0.6)	2	1	(0.3)	—
風 営 適 正 化 法	11	(4.6)	2	—		—	1	(0.4)	—
銃 刀 法	35	(7.3)	4	3	(0.6)	3	2	(0.4)	1
売 春 防 止 法	9	(10.6)	—	5	(5.9)	5	1	(1.2)	—
児 童 福 祉 法	4	(14.8)	1	—		—	—		—
医 薬 品 医 療 機 器 等 法	3	(9.1)	—	1	(3.0)	1	—		—
大 麻 取 締 法	194	(19.7)	16	12	(1.2)	12	5	(0.5)	6
麻 薬 取 締 法	49	(24.1)	8	9	(4.4)	9	3	(1.5)	3
覚 醒 剤 取 締 法	1,063	(13.3)	130	357	(4.5)	355	160	(2.0)	111
毒 劇 法	13	(8.7)	4	5	(3.3)	5	1	(0.7)	2
そ の 他	462	(7.4)	91	8	(0.1)	7	16	(0.3)	10

注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者及び法人を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 5 ()内は、犯行時に全部若しくは一部執行猶予中又は仮釈放中であった者の人員の、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員に対する比率である。

2 全部及び一部執行猶予の取消し

5-2-2-3表は、全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に全部執行猶予を取り消された者は、平成5年以降毎年増加していたが、19年から減少に転じ、令和2年は3,261人（全部執行猶予取消人員の94.3%）であった（CD-ROM参照）。同年における再犯を事由とする全部執行猶予取消人員の全部執行猶予言渡人員に対する比率は、10.9%であった（なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおおよその傾向を見ることができる。）。

5-2-2-3表 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

（平成23年～令和2年）

年次	全部執行 猶予の 言渡人員 (A)	保護 観察付 (B)	単 純 執行猶予 (C)	全部執行 猶予の 取消人員 (D)	取 消 事 由					D A (%)	E B (%)	F C (%)
					再 犯		余 罪	遵 守 事 項 違 反	そ の 他			
					保 護 観 察 中 (E)	そ の 他 (F)						
23年	36,965	3,393	33,572	5,429	831	4,313	175	94	16	14.7	24.5	12.8
24	35,981	3,373	32,608	5,176	869	4,006	190	101	10	14.4	25.8	12.3
25	32,527	3,259	29,268	4,580	706	3,634	154	82	4	14.1	21.7	12.4
26	33,208	3,337	29,871	4,559	713	3,600	158	82	6	13.7	21.4	12.1
27	34,692	3,462	31,230	4,478	763	3,490	163	52	10	12.9	22.0	11.2
28	33,975	3,023	30,952	4,346	695	3,399	161	73	18	12.8	23.0	11.0
29	32,266	2,591	29,675	4,135	689	3,222	155	59	10	12.8	26.6	10.9
30	31,937	2,484	29,453	3,957	600	3,160	127	63	7	12.4	24.2	10.7
元	31,068	2,244	28,824	3,695	541	2,950	117	73	14	11.9	24.1	10.2
2	29,858	2,086	27,772	3,457	493	2,768	121	68	7	11.6	23.6	10.0

- 注 1 検察統計年報による。
 2 懲役、禁錮及び罰金の全部執行猶予に関するものである。
 3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
 4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
 5 「保護観察」は、売春防止法17条1項の規定による補導処分を含む。
 6 「取消事由」の「再犯」は刑法26条1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法26条の2第2号に、「その他」は同法26条3号、26条の2第1号若しくは第3号又は26条の3のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
 7 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で2個以上の刑の全部執行猶予の言渡しと同時に取り消された場合も1人として計上している。
 8 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

一部執行猶予を言い渡された者のうち、令和2年に同猶予を取り消された者は、364人（前年比114人増）であった。このうち、再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は282人（同76人増。うち保護観察中の者は259人（同68人増））、余罪により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は12人（同8人減）であった（検察統計年報による。）。

第3節 矯正

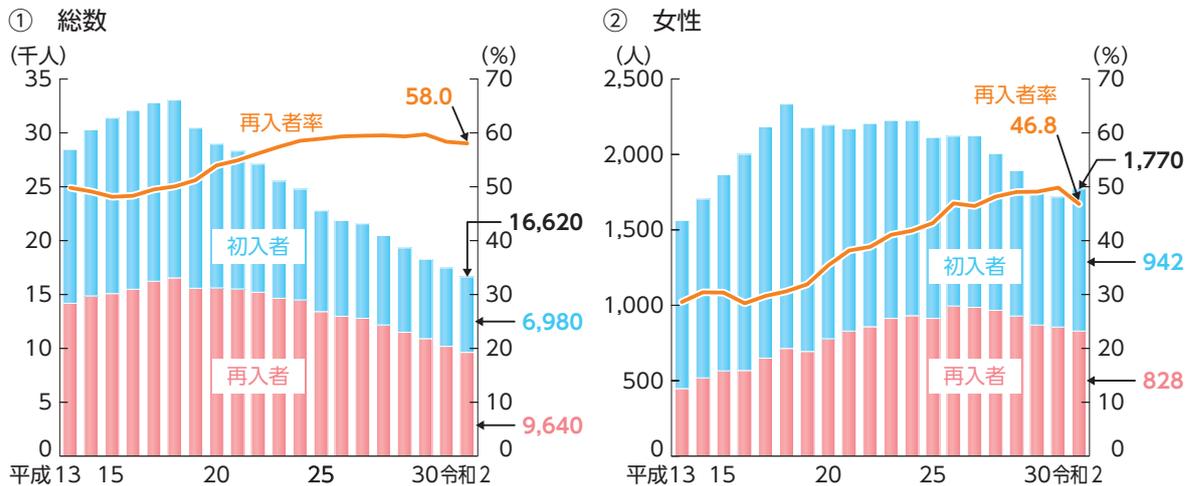
1 再入者

5-2-3-1図は、入所受刑者人員のうち、再入者の人員及び**再入者率**（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を総数・女性別に見たものである。再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、18年をピークにその後は減少傾向にあり、令和2年は9,640人（前年比5.4%減）であった。再入者率は、平成16年から28年まで毎年上昇し続け、その後おおむね横ばいで推移しており、令和2年は58.0%（同0.3pt低下）であった（CD-ROM参照）。

女性について見ると、再入者の人員は、平成11年以降増加傾向にあったが、26年（996人）をピークにその後は減少し、令和2年は828人（前年比28人減）であった（CD-ROM参照）。2年における再入者率は、46.8%であり、男性と比べると低い（罪名別・男女別の再入者人員については、CD-ROM資料5-1参照）。

5-2-3-1図 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数・女性別）

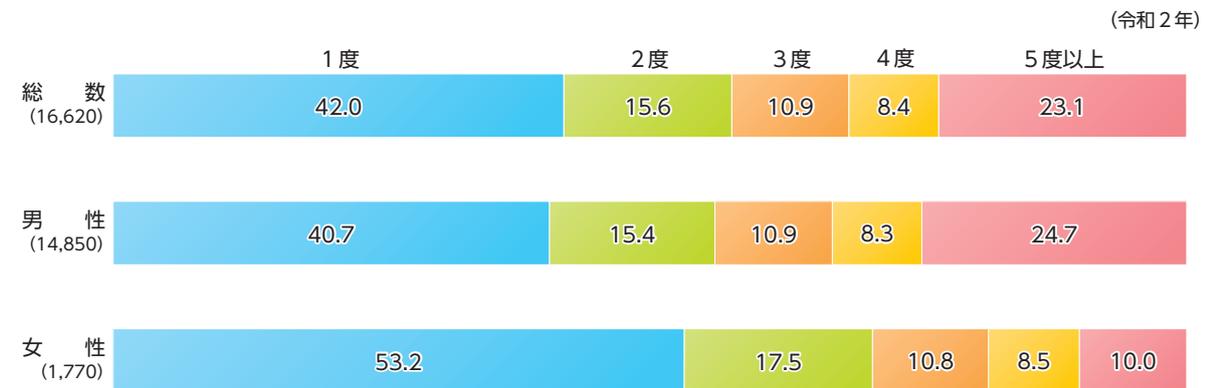
（平成13年～令和2年）



注 矯正統計年報による。

5-2-3-2図は、令和2年における入所受刑者の入所度数別構成比を総数・男女別に見たものである(罪名別・入所度数別の入所受刑者の人員については、CD-ROM資料5-2参照)。

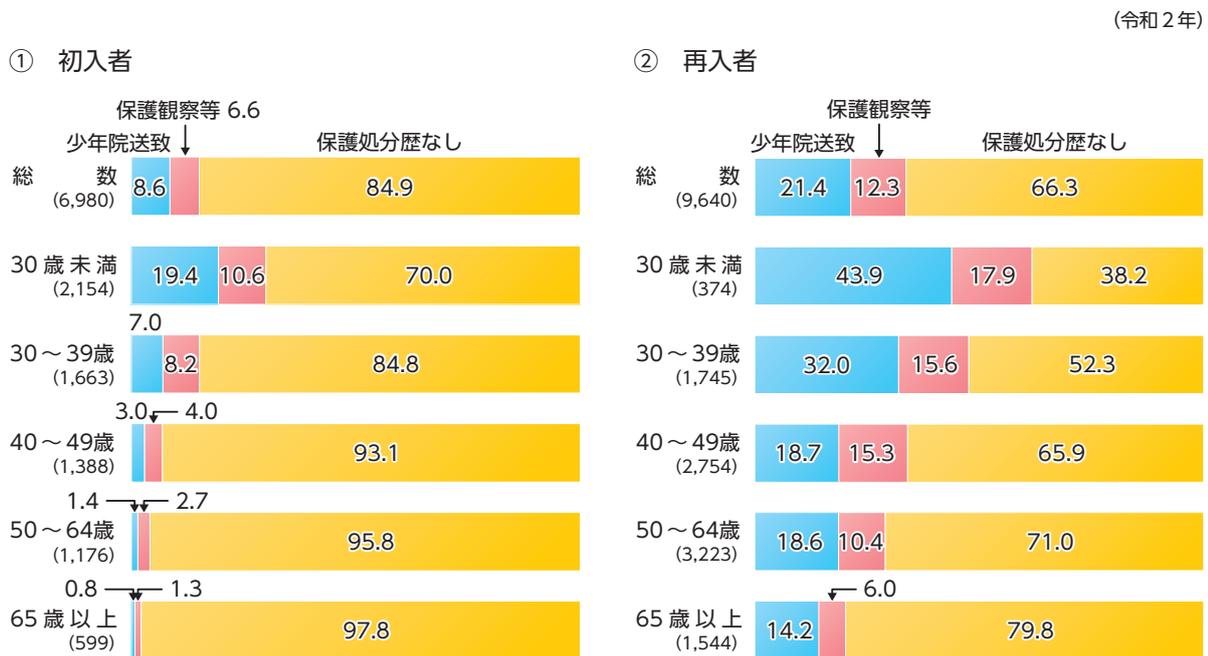
5-2-3-2図 入所受刑者の入所度数別構成比(総数・男女別)



注 1 矯正統計年報による。
2 ()内は、実人員である。

5-2-3-3図は、令和2年における入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。

5-2-3-3図 入所受刑者の保護処分歴別構成比(初入者・再入者別, 年齢層別)

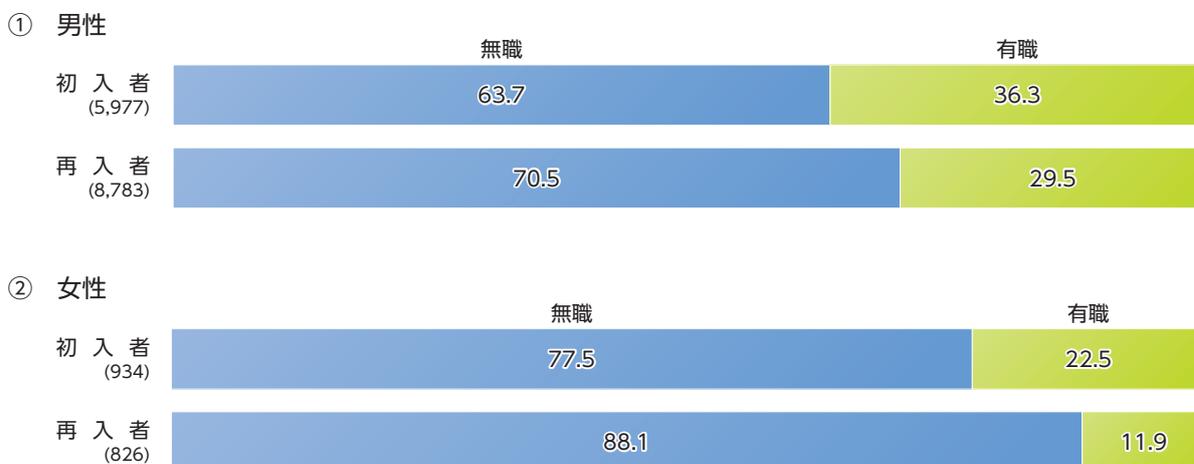


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 入所時の年齢による。
3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
5 ()内は、実人員である。

5-2-3-4図は、令和2年における入所受刑者の就労状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-2-3-4図 入所受刑者の就労状況別構成比（男女別，初入者・再入者別）

(令和2年)

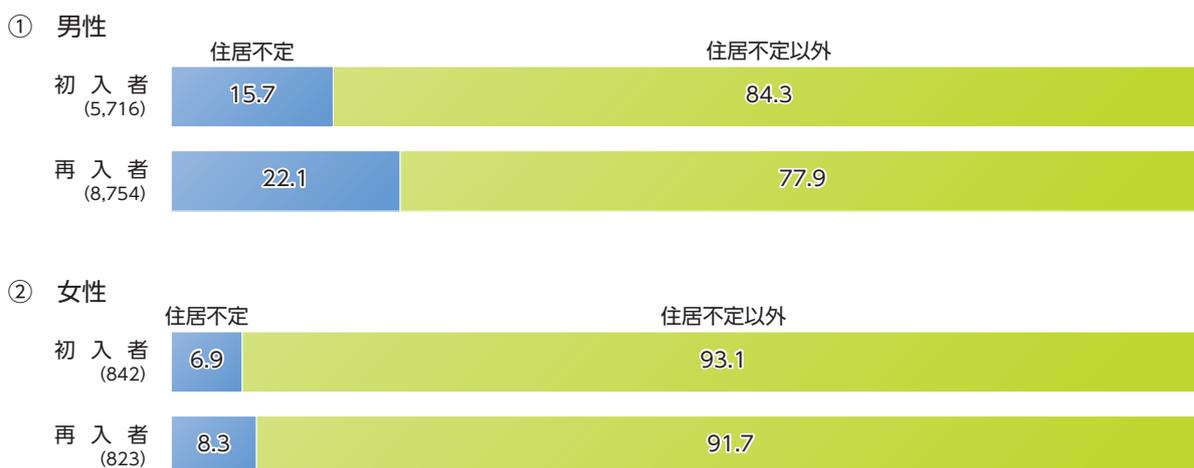


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 5 ()内は、実人員である。

5-2-3-5図は、令和2年における入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-2-3-5図 入所受刑者の居住状況別構成比（男女別，初入者・再入者別）

(令和2年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

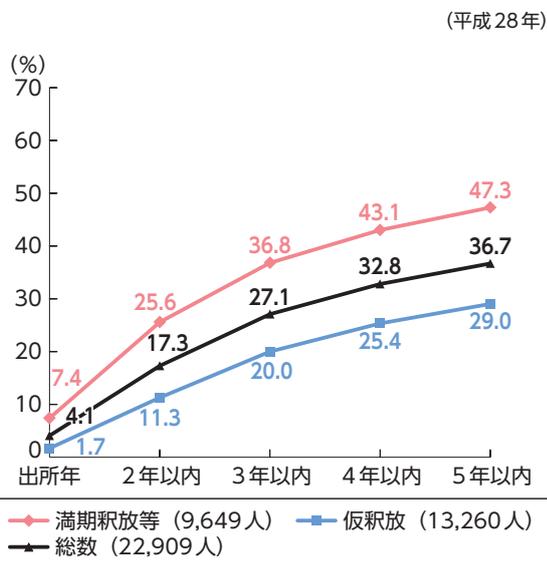
2 出所受刑者の再入所状況

この項では、出所受刑者（平成27年以前は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限り、28年以降は、仮釈放又は満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者に限る。以下この節において同じ。）の再入所状況について概観する。ここで、出所受刑者の**再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。また、**2年以内再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。5年以内及び10年以内の各再入率も、同様に、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、それぞれ5年目及び10年目以内の各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。

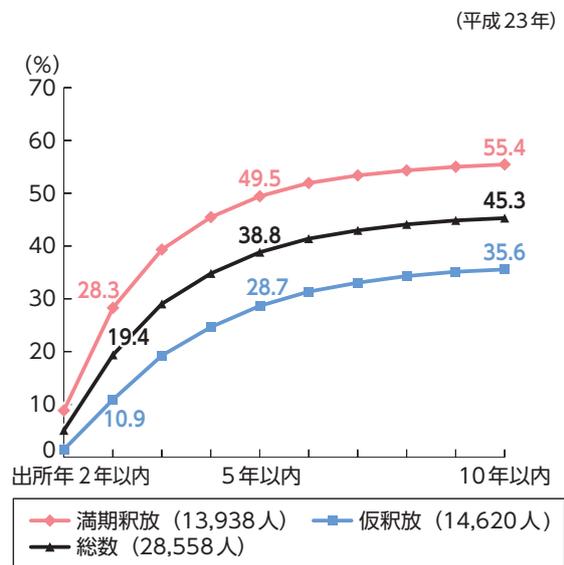
5-2-3-6図は、平成23年及び28年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を出所事由別（仮釈放又は満期釈放等の別をいう。以下この節において同じ。）に見たものである。いずれの出所年の出所受刑者においても、満期釈放者等（満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。以下この節において同じ。）は、仮釈放者よりも再入率が相当高い。また、28年の出所受刑者について見ると、総数の2年以内再入率は17.3%、5年以内再入率は36.7%と、4割近くの者が5年以内に再入所し、そのうち約半数の者が2年以内に再入所している。23年の出所受刑者について見ると、10年以内再入率は、満期釈放者では55.4%、仮釈放者では35.6%であるが、そのうち5年以内に再入所した者が、10年以内に再入所した者のそれぞれ約9割、約8割を占めている。

5-2-3-6図 出所受刑者の出所事由別再入率

① 5年以内



② 10年以内



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

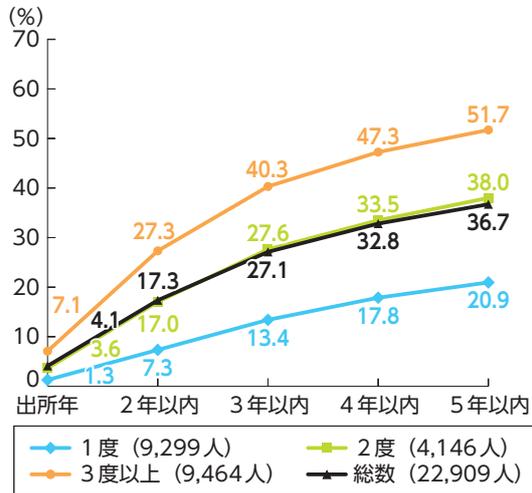
3 「再入率」は、①では平成28年の、②では23年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和2年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-2-3-7図は、平成23年及び28年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を入所度数別に見たものである。入所度数が多いほど再入率は高く、特に入所度数が1度の者（初入者）と2度の者の差は顕著である。

5-2-3-7図 出所受刑者の入所度数別再入率

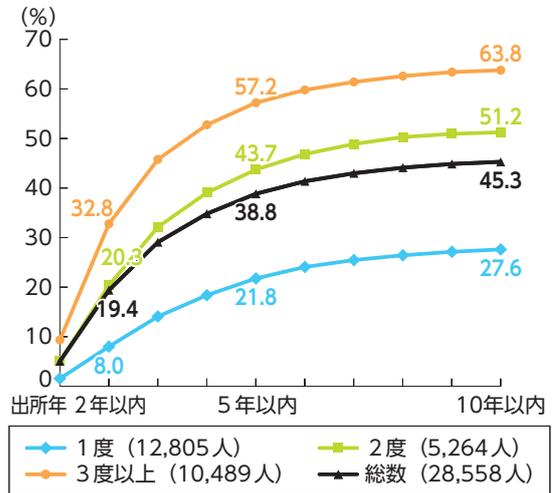
① 5年以内

(平成28年)



② 10年以内

(平成23年)



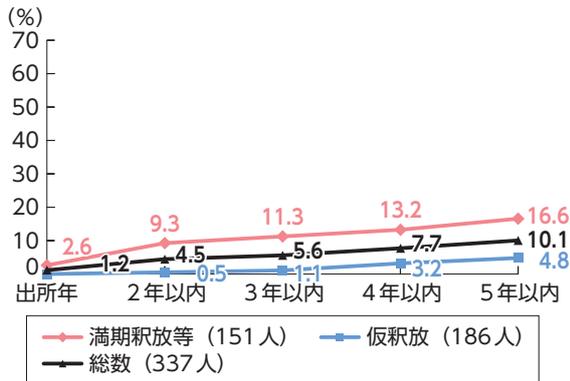
注 5-2-3-6図の脚注に同じ。

5-2-3-8図は、平成28年の出所受刑者について、出所事由別の5年以内再入率を罪名別に見たものである。満期釈放者等は、覚醒剤取締法違反、窃盗、傷害・暴行、詐欺、強盗の順に、仮釈放者は、覚醒剤取締法違反、窃盗、傷害・暴行、強盗、詐欺の順に、5年以内再入率が高い。

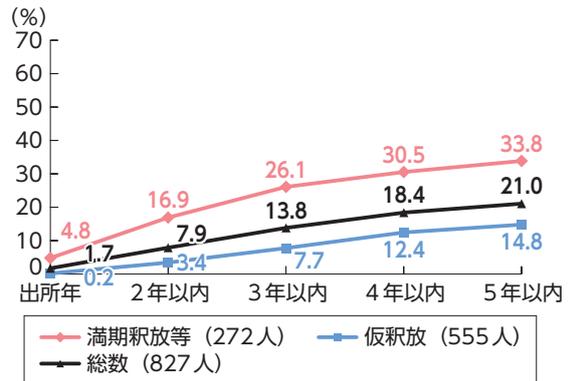
5-2-3-8図 出所受刑者の出所事由別5年以内再入率（罪名別）

（平成28年）

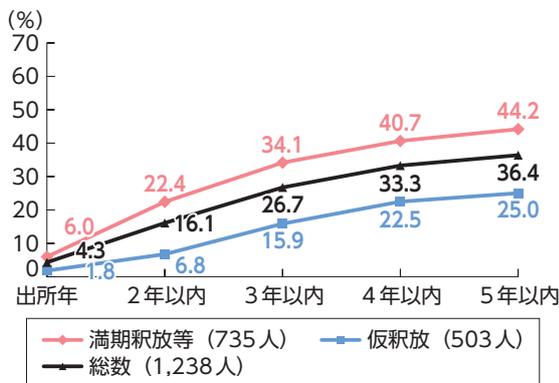
① 殺人



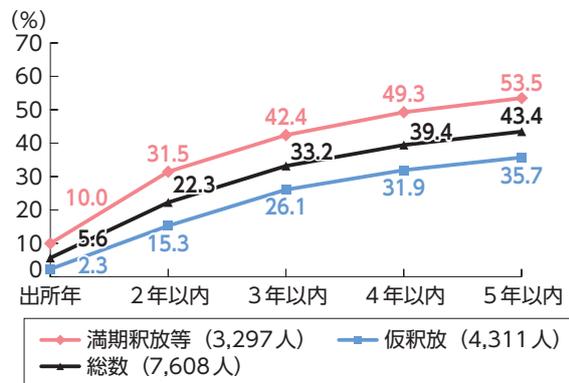
② 強盗



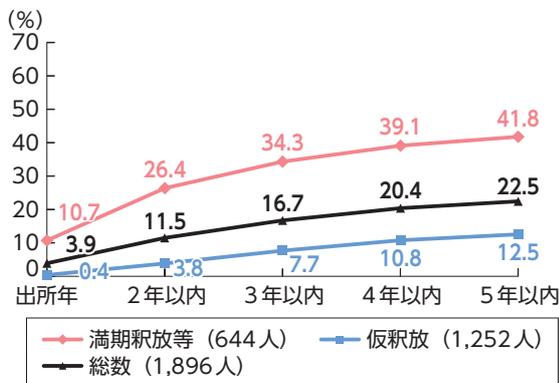
③ 傷害・暴行



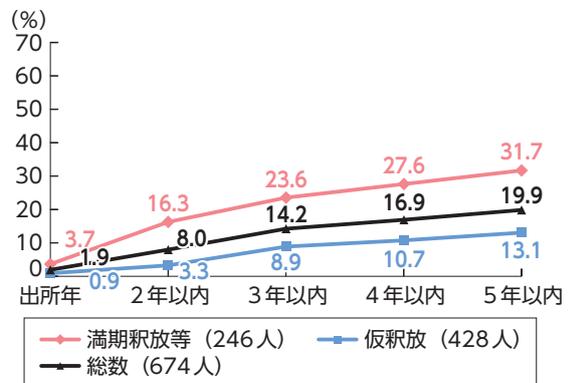
④ 窃盗



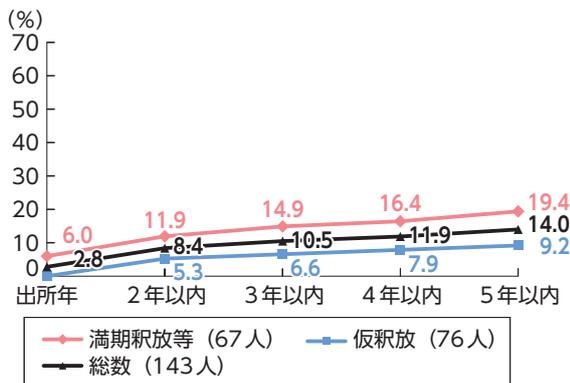
⑤ 詐欺



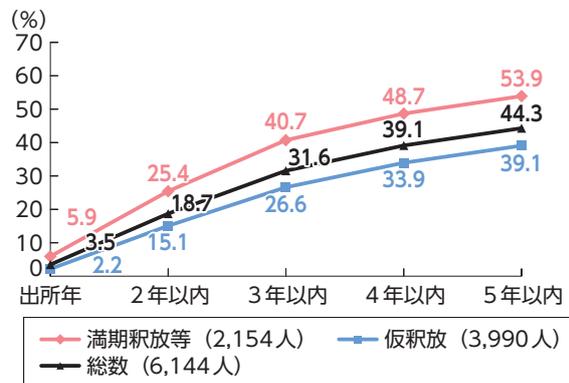
⑥ 強姦・強制わいせつ



⑦ 放火



⑧ 覚醒剤取締法



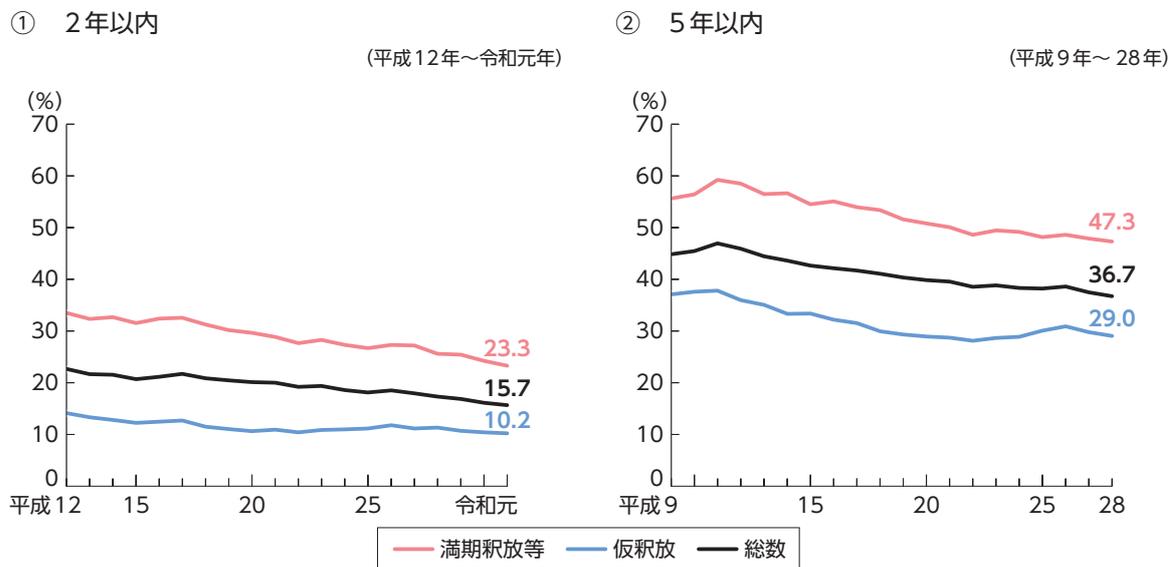
注 1 5-2-3-6図の脚注1及び2に同じ。
 2 「5年以内再入率」は、平成28年の出所受刑者の人員に占める、同年から令和2年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
 3 平成28年に仮釈放により出所した者のうち、殺人及び放火については、同年末までに再入所した者はいなかった。

3 出所受刑者の再入率の推移

5-2-3-9図①は、平成12年から令和元年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。総数の2年以内再入率は、平成11年に23.4%を記録した後、低下傾向にあり、22年以降は20%を下回り、令和元年は15.7%（前年比0.5pt低下）であり、初めて16%を下回った（政府は、近年、2021年（令和3年）までに16%以下とすることを目標としていた。）。満期釈放者等も、平成11年に33.9%を記録した後、低下傾向にあり、20年以降は30%を下回り、令和元年は23.3%（前年比0.9pt低下）であった。仮釈放者の2年以内再入率は、平成23年以降わずかながら上昇していたが、29年から3年連続で低下し、令和元年は10.2%（同0.2pt低下）であった。令和元年の出所受刑者の2年以内再入率を、平成12年の出所受刑者と比べると、総数では7.0pt、満期釈放者等では10.2pt、仮釈放者では3.9pt、いずれも低下している。なお、令和元年の出所受刑者のうち一部執行猶予受刑者は1,493人であり、そのうち2年以内再入者は161人であった（CD-ROM参照）。

5-2-3-9図②は、平成9年から28年の各年の出所受刑者について、5年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。28年の出所受刑者の5年以内再入率は、9年の出所受刑者と比べて、総数では8.1pt、満期釈放者等では8.3pt、仮釈放者では8.1pt、いずれも低下しており、同年以降で最も高い5年以内再入率を記録した11年の出所受刑者と比べて、総数では10.2pt、満期釈放者等では11.9pt、仮釈放者では8.8pt、いずれも低下している。

5-2-3-9図 出所受刑者の出所事由別再入率の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-2-3-10図は、平成12年から令和元年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を男女別、年齢層別及び罪名別に見たものである。

男性の2年以内再入率は、女性と比べて一貫して高いものの、平成12年以降緩やかに低下しており、令和元年は16.1%と、平成12年と比べて7.2pt低下している。一方、女性の2年以内再入率は、21年に11年以降で最も高い14.4%を記録したものの、令和元年は11.3%と、平成21年に次いで高かった28年（14.2%）と比べて2.9pt低下しており、出所年によって変動がある。

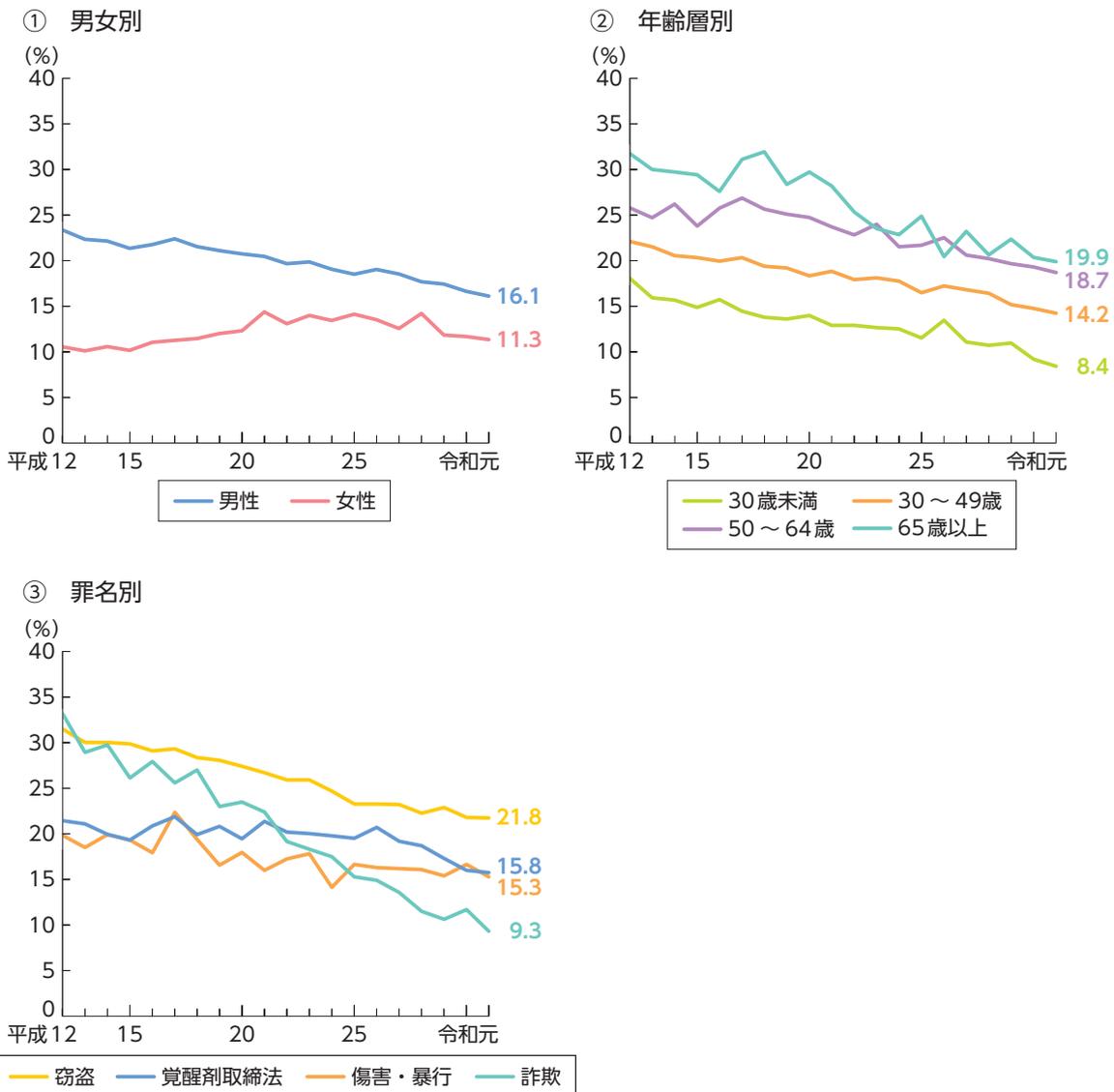
年齢層別の2年以内再入率は、30歳未満の年齢層が一貫して最も低い。50～64歳の年齢層及び

65歳以上の高齢者層は、30歳未満及び30～49歳の年齢層と比べると一貫して高いものの、高齢者層は、出所年によって変動が大きく、令和元年は19.9%と、前年と比べて0.5pt、平成12年と比べると11.9pt、いずれも低下している（なお、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳の各年齢層の2年以内再入率の推移については、CD-ROM参照）。

罪名別の2年以内再入率は、平成13年以降、窃盗が他の罪名と比べて一貫して最も高いものの、低下傾向にあり、令和元年は21.8%と、平成12年と比べて9.7pt低下している。詐欺は、出所年によって変動があり、平成12年には、同年以降の他の罪名と比べて最も高い33.2%を記録したものの、それ以降はおおむね低下傾向にあり、令和元年は9.3%と、平成12年と比べて23.9pt低下している。傷害・暴行は、出所年によって変動が大きいものの、令和元年は15.3%と、平成12年と比べて4.6pt低下している。覚醒剤取締法違反は、27年まで20%前後で推移していたが、以降は低下傾向を示し、令和元年は15.8%と、前年と比べて0.2pt、平成12年と比べて5.7pt低下している。なお、令和元年は、覚醒剤取締法違反の2年以内再入率が、窃盗に次いで高くなっている。

5-2-3-10 出所受刑者の2年以内再入率の推移（男女別、年齢層別、罪名別）

（平成12年～令和元年）



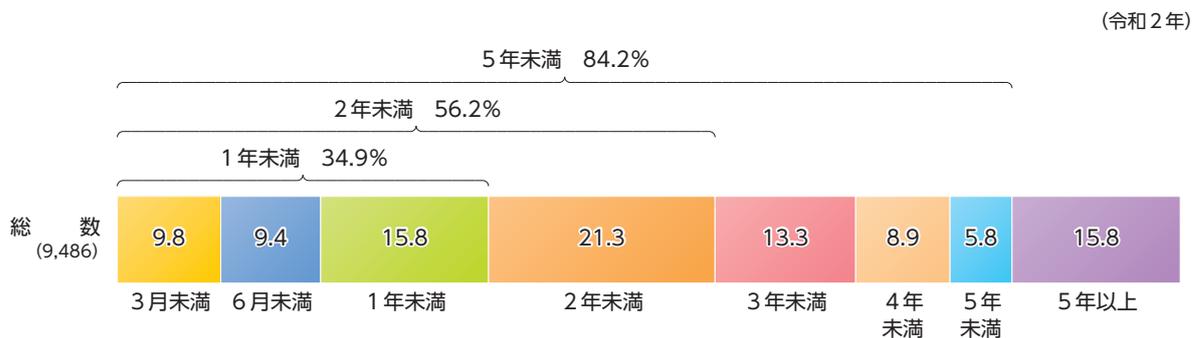
注 1 5-2-3-9図の脚注1及び2に同じ。
 2 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
 3 ②の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時の年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

4 再入者の再犯期間

5-2-3-11 図は、令和2年の入所受刑者のうち、再入者の再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比を見たものである。再入者のうち、前刑出所日から2年未満で再犯に至った者が5割以上を占めている。出所から1年未満で再犯に至った者は34.9%であり、3月未満というごく短期間で再犯に至った者も9.8%いる。また、再入者のうち、前回の刑において一部執行猶予者で仮釈放となった者は226人、実刑部分の刑期終了により出所した者は66人であり、そのうち出所から1年未満で再犯に至った者は、それぞれ121人、42人であった（矯正統計年報による。）。

なお、再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）については、CD-ROM資料5-3参照。

5-2-3-11 図 再入者の再犯期間別構成比



- 注 1 矯正統計年報による。
2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
4 () 内は、実人員である。

第4節 保護観察

1 保護観察開始人員中の有前科者

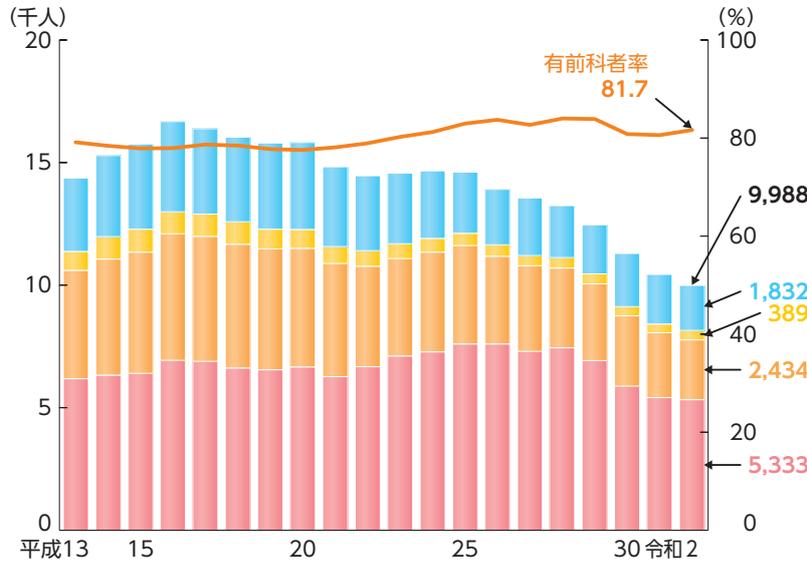
仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下この項において同じ。）の保護観察開始人員及び有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、5-2-4-1 図のとおりである。

5-2-4-1 図 保護観察開始人員（前科の有無別）・有前科者率の推移

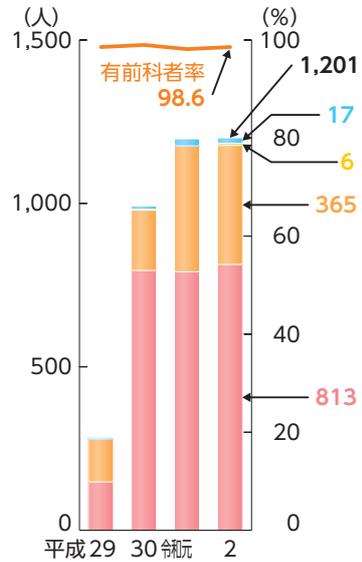
（平成13年～令和2年）

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

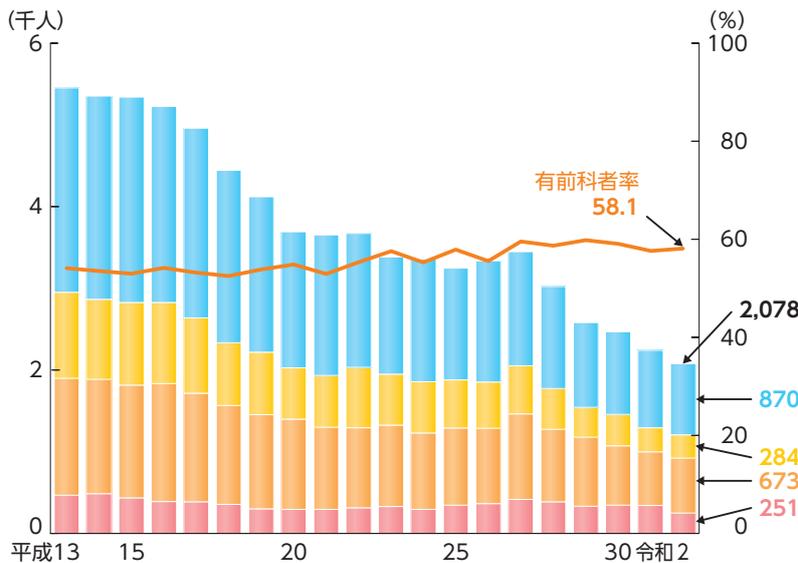


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

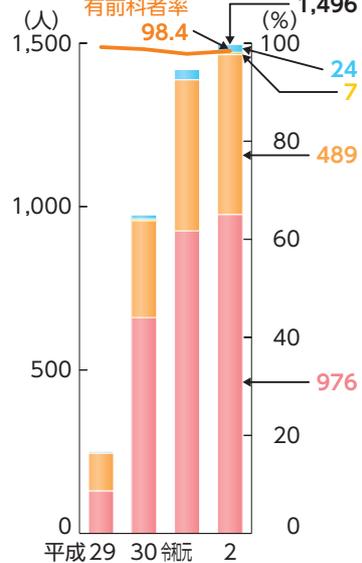


② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者



イ 保護観察付一部執行猶予者



■ 懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり
 ■ 懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり
 ■ 罰金前科あり
 ■ 前科なし

- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「有前科者」は、今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
 3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 4 前科の有無が不詳の者を除く。
 5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。
 6 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

2 保護観察対象者の再処分等の状況

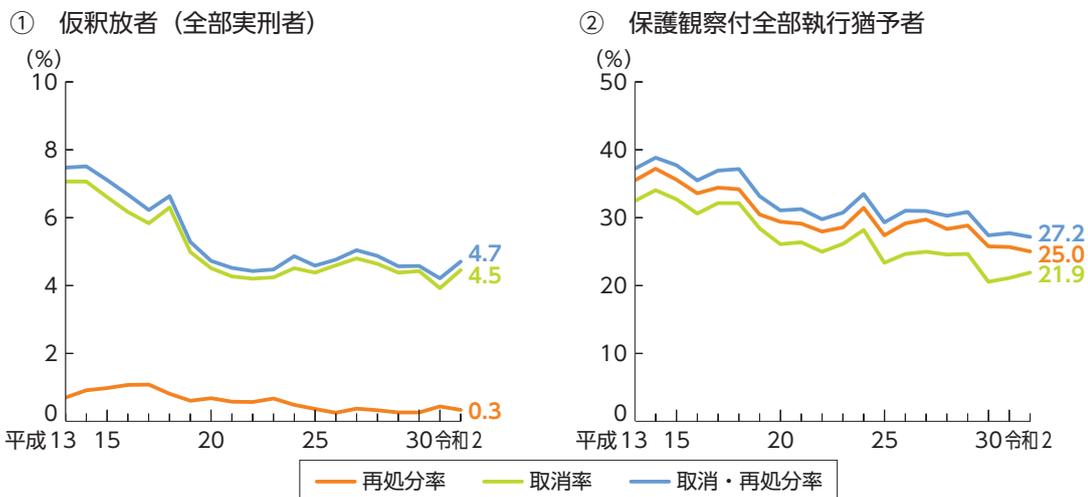
平成13年から令和2年までの間に保護観察が終了した仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について、①**再処分率**（保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限定。）を受けた者の占める比率をいう。）、②**取消率**（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）及び③**取消・再処分率**（取消又は再処分のいずれかに該当する者（双方に該当する場合は、1人として計上される。）の占める比率をいう。）の推移を見ると、**5-2-4-2図**のとおりである。

取消率は、仮釈放者（全部実刑者）については、平成20年以降4%台で推移していたが、令和元年に3.9%となり、2年は4.5%と再び4%台になった。保護観察付全部執行猶予者については、近年25%前後で推移していたが、平成30年から21%前後に低下し、令和2年は21.9%であった。なお、仮釈放者の再処分率が極めて低いのは、仮釈放者が再犯に及んで刑事裁判を受けることになった場合であっても、仮釈放期間中には刑事裁判が確定しないことが多いことなどが関係していると考えられる。

令和2年に保護観察が終了した仮釈放者（一部執行猶予者）1,243人のうち、仮釈放を取り消された者は38人であり、同年に保護観察が終了した保護観察付一部執行猶予者960人のうち、刑の一部執行猶予が取り消された者は321人であった（CD-ROM参照）。

5-2-4-2図 保護観察終了者の再処分率・取消率等の推移

(平成13年～令和2年)



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限定。）を受けた者の人員の占める比率をいう。

3 「取消率」は、保護観察終了人員のうち、再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の人員の占める比率をいう。

4 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限定。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。

仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率の推移を、男女別・年齢層別・罪名別・就労状況別に見ると、**5-2-4-3図**のとおりである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者についてはCD-ROM参照）。

仮釈放者（全部実刑者）を男女別に見ると、男性は、平成13年（7.7%）から低下傾向にあり、令和2年は4.8%であった。女性は、平成16年（6.5%）をピークに低下傾向にあり、令和2年は3.8%であった。年齢層別に見ると、近年年齢層による差は1pt前後で推移しており、同年は、50～64歳及び

65歳以上の年齢層がそれ以外の年齢層よりも高かった（仮釈放者（一部執行猶予者）については、同年の取消・再処分率は、30歳未満の年齢層（4.4%）がそれ以外の年齢層よりも高かった（CD-ROM参照）。）。また、罪名別に、窃盗、覚醒剤取締法違反及びその他の罪名で比較してみると、同年は、窃盗及び覚醒剤取締法違反の取消・再処分率がいずれもその他の罪名より高いものの、平成13年と比べると、窃盗は4.4pt、覚醒剤取締法違反は2.9pt、それぞれ低下している。保護観察終了時の就労状況別に見ると、保護観察終了時に無職であった者の取消・再処分率は、有職であった者と比べ、一貫して高いが、令和2年（9.8%）は平成13年（18.5%）と比べて著しく低下している。

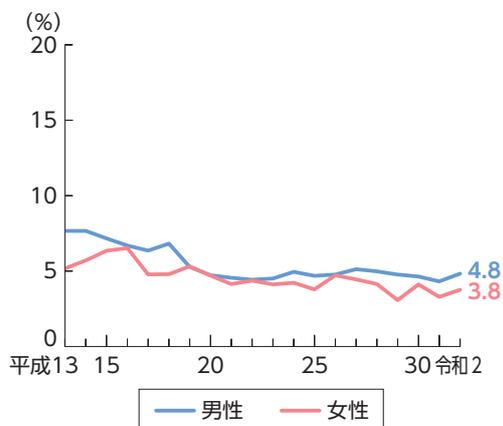
保護観察付全部執行猶予者では、男女別に見ると、平成13年は男性が38.2%、女性が29.7%であったところ、令和2年は男性（27.3%）と女性（26.4%）が同程度の水準となっている（保護観察付一部執行猶予者について見ると、同年は男性が37.3%、女性が25.7%であった（CD-ROM参照）。）。年齢層別に見ると、30歳未満の年齢層の取消・再処分率が一貫して高く、平成13年は44.3%、令和2年は35.5%であった。罪名別に見ると、窃盗及び覚醒剤取締法違反がその他の罪名と比べ一貫して高く、同年では窃盗は12.2pt、覚醒剤取締法違反は10.1ptその他の罪名よりもそれぞれ高かった。保護観察終了時の就労状況別に見ると、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べ、取消・再処分率が一貫して高い（同年における保護観察付一部執行猶予者の取消・再処分率は、保護観察終了時に無職であった者は50.6%、有職であった者は27.5%であった（CD-ROM参照）。）。

5-2-4-3図 保護観察終了者の取消・再処分率の推移（男女別、年齢層別、罪名別、就労状況別）

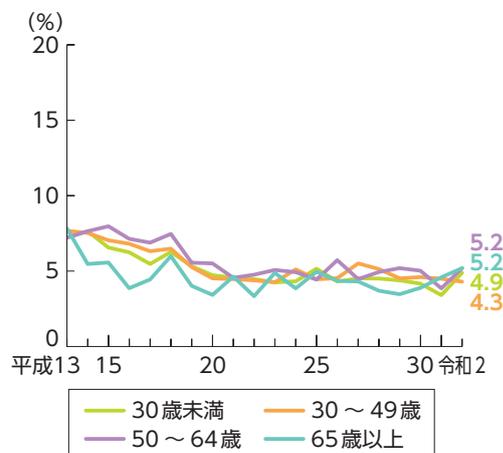
（平成13年～令和2年）

① 仮釈放者（全部実刑者）

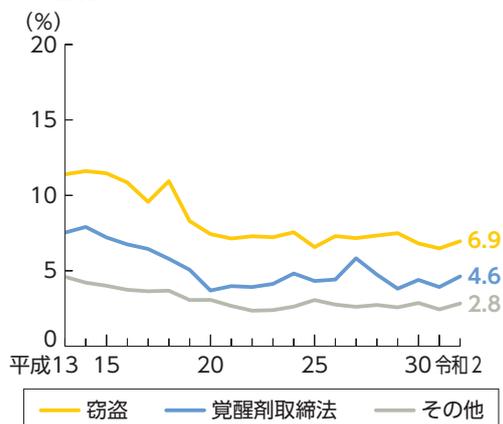
ア 男女別



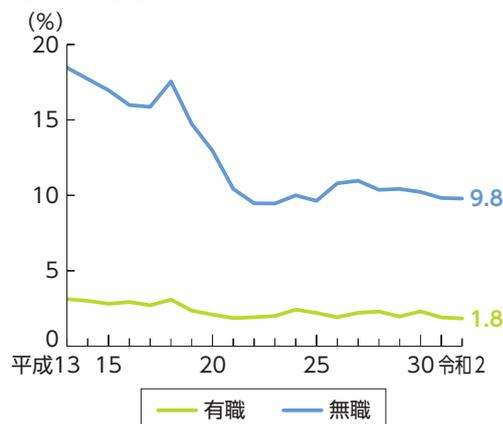
イ 年齢層別



ウ 罪名別

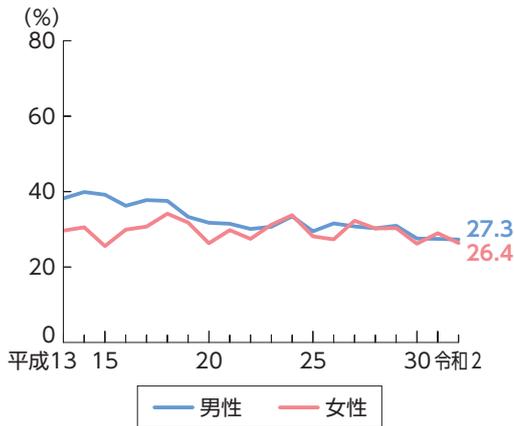


エ 就労状況別

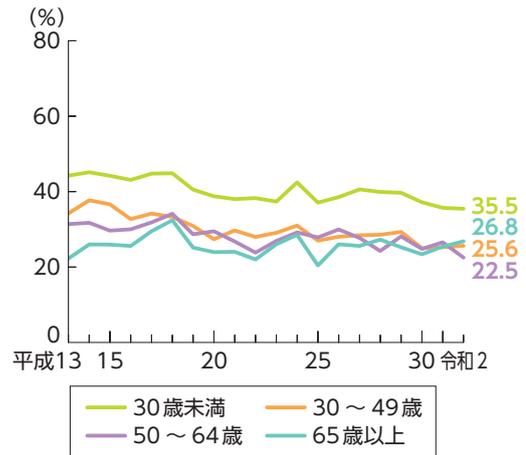


② 保護観察付全部執行猶予者

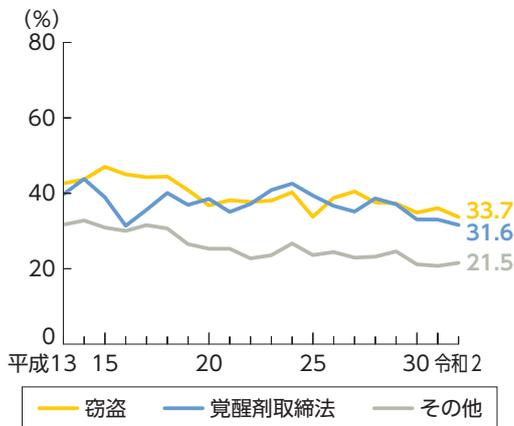
ア 男女別



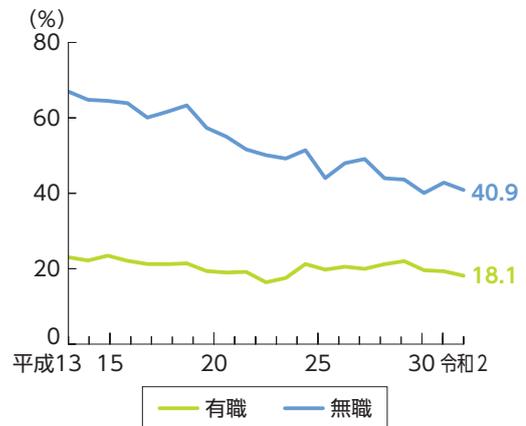
イ 年齢層別



ウ 罪名別



エ 就労状況別



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。

3 イの「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。

4 エの「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び収入のある無職者を除く。

5-2-4-4表は、平成23年から令和2年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察が開始された年ごとに、保護観察が開始された日から5年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである。平成30年から令和2年の各年に保護観察が開始された保護観察付全部・一部執行猶予者について見ると、各年とも、保護観察付一部執行猶予者の方が保護観察付全部執行猶予者に比べて、2年末までに刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の比率が高い。例えば、平成30年に保護観察が開始された保護観察付一部執行猶予者（974人）が令和2年末までに刑の一部執行猶予の言渡しを取り消された割合（28.5%）は、平成30年に保護観察が開始された保護観察付全部執行猶予者（2,481人）が令和2年末までに刑の全部執行猶予の言渡しを取り消された割合（18.9%）よりも9.7pt高い。

5-2-4-4表 仮釈放・保護観察付全部・一部執行猶予の取消状況

(平成23年～令和2年)

① 仮釈放者
ア 仮釈放者（全部実刑者）

年次	保護観察 開始人員 (A)	仮釈放を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年			
23年	14,620	404	215	10	9	2	-	640	4.4	
24	14,700	...	445	211	17	5	4	1	683	4.6	
25	14,623	418	212	17	6	2	-	655	4.5	
26	13,925	402	189	23	7	4	1	...	626	4.5	
27	13,570	445	176	11	6	-	2	640	4.7	
28	13,260	416	172	12	3	1	[604]	[4.6]	
29	12,477	364	148	13	5	[530]	[4.2]	
30	11,307	341	136	11	[488]	[4.3]	
元	10,442	267	152	[419]	[4.0]	
2	9,994	281	[281]	[2.8]	

イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

年次	保護観察 開始人員 (A)	仮釈放を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年			
28年	-	-	-	-	-	-	-	...	
29	283	3	1	-	-	[4]	[1.4]	
30	992	20	9	-	[29]	[2.9]	
元	1,198	16	9	[25]	[2.1]	
2	1,201	29	[29]	[2.4]	

② 保護観察付全部・一部執行猶予者
ア 保護観察付全部執行猶予者

年次	保護観察 開始人員 (A)	全部執行猶予を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年			
23年	3,398	121	396	235	128	40	16	936	27.5	
24	3,376	...	123	305	191	135	71	14	839	24.9	
25	3,255	98	315	231	116	54	16	830	25.5	
26	3,348	103	320	200	148	37	13	...	821	24.5	
27	3,460	112	331	232	130	53	14	872	25.2	
28	3,034	106	303	198	116	51	[774]	[25.5]	
29	2,595	70	236	159	115	[580]	[22.4]	
30	2,481	66	232	170	[468]	[18.9]	
元	2,248	69	181	[250]	[11.1]	
2	2,088	48	[48]	[2.3]	

イ 保護観察付一部執行猶予者

年次	保護観察 開始人員 (A)	一部執行猶予を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年			
28年	-	-	-	-	-	-	-	...	
29	248	-	34	25	-	[59]	[23.8]	
30	974	24	141	113	[278]	[28.5]	
元	1,419	46	163	[209]	[14.7]	
2	1,496	45	[45]	[3.0]	

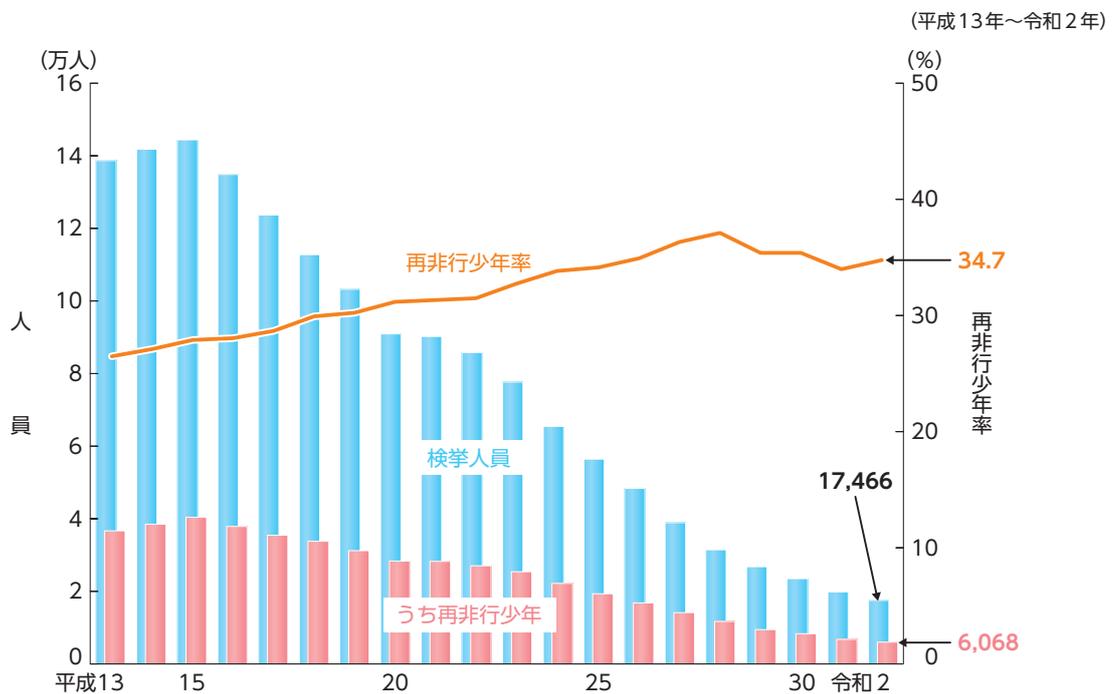
注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察が開始された日から5年以内に、仮釈放、保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者（仮釈放者については、刑法29条2項の規定により、仮釈放中に一部執行猶予の言渡しを取り消され、仮釈放が失効した人員は含まない。）の人員を年次別に計上している。なお、[]内は、開始された日から5年に満たない各年の累積人員及び比率である。
 3 余罪（刑法29条1項2号・3号）により仮釈放を取り消された者を除く。
 4 余罪（刑法26条2号・3号、26条の2第3号又は27条の4第2号・3号）により保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者を除く。

第5節 少年の再非行・再犯

1 少年の再非行

刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。）の人員及び再非行少年率（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、5-2-5-1図のとおりである。再非行少年の人員は、平成9年から増加傾向にあったが、16年以降は毎年減少している。再非行少年率は、10年から28年まで上昇し続けた後、29年以降は3年連続で低下したが、令和2年は34.7%（前年比0.7pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

5-2-5-1図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

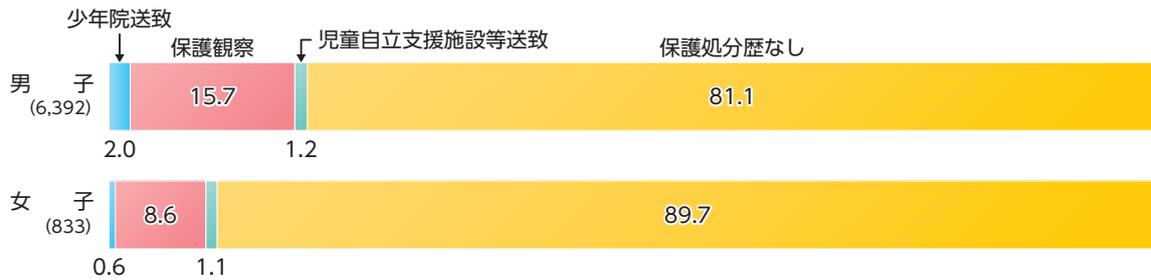
2 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴

令和2年における保護観察処分少年（同年中に保護観察が開始された者に限り，交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院入院者の保護処分歴別構成比を男女別に見ると，5-2-5-2図のとおりである。

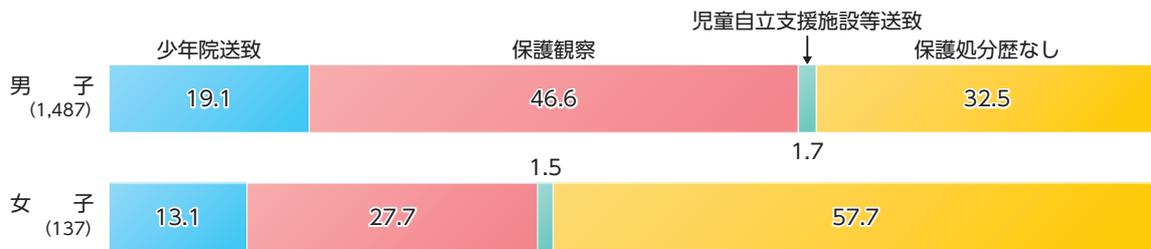
5-2-5-2図 保護観察処分少年・少年院入院者の保護処分歴別構成比（男女別）

（令和2年）

① 保護観察処分少年



② 少年院入院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は，交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は，児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合，少年院送致歴がある者は「少年院送致」に，それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に，児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 ()内は，実人員である。

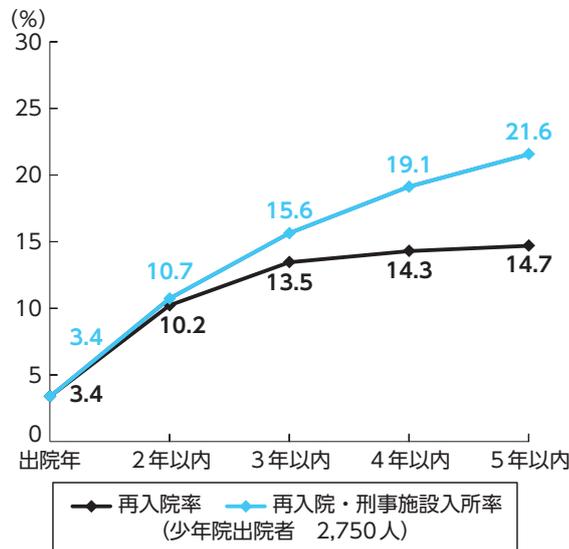
3 少年院出院者の再入院等の状況

この項では、少年院出院者の再入院又は刑事施設への入所の状況について概観する。ここで、**再入院率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいい、**再入院・刑事施設入所率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者と初入者として刑事施設に入所した者の合計人員の比率をいう（以下この項において同じ。）。例えば、2年以内再入院・刑事施設入所率とは、各年の少年院出院者人員のうち、出院年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入院した者又は初入者として刑事施設に入所した者の人員の比率をいい、このうち再入院した者に限ったものを2年以内再入院率という。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-2-5-3図は、平成28年の少年院出院者について、令和2年までの各年における再入院率及び再入院・刑事施設入所率を見たものである。再入院率は、2年以内では10.2%、5年以内では14.7%であり、5年以内に再入院した者のうち、約7割の者が2年以内に再入院している（CD-ROM参照）。もっとも、一定の期間が経過した後の再入院率に関しては、出院後の期間の経過に伴い、成年年齢に達する者が多くなり、そのような者が再犯（再非行）に及んだとしても、通常は保護処分ではなく、刑事処分の対象となるため、再入院には至らないことがある点に留意する必要がある。そこで、再入院・刑事施設入所率を見ると、2年以内では10.7%であるが、その後も上昇しており、5年以内では21.6%であった。

5-2-5-3図 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

(平成28年)



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

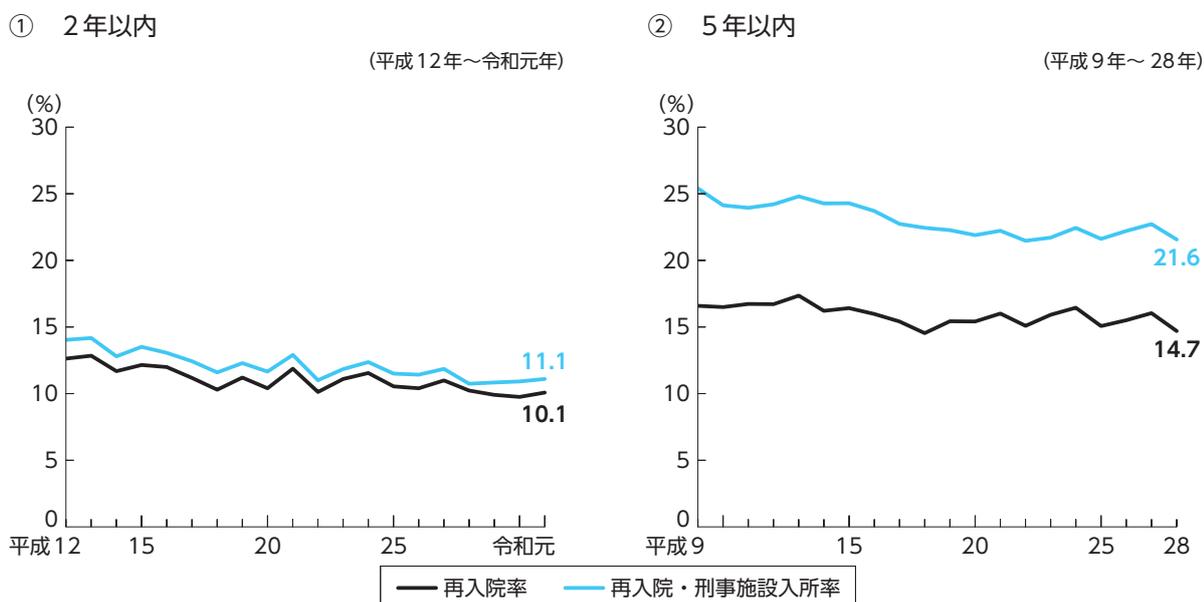
2 「再入院率」は、平成28年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和2年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。

3 「再入院・刑事施設入所率」は、平成28年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和2年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-2-5-4 図①は、平成12年から令和元年の各年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は9～12%台で、再入院・刑事施設入所率は10～14%台でそれぞれ推移している。なお、元年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が10.2%、11.3%、女子が8.5%、8.5%であった（矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-2-5-4 図②は、平成9年から28年の各年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は14～17%台で、再入院・刑事施設入所率は21～25%台でそれぞれ推移している。なお、28年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が15.5%、22.9%、女子が4.4%、5.3%であった（矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-2-5-4 図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移



- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

4 少年の保護観察対象者の再処分の状況

5-2-5-5表は、平成23年から令和2年までの間に保護観察が終了した保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、**再処分率**（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。以下同じ。）の推移を見たものである。保護観察処分少年の再処分率は、16～18%台で推移しており、同年は16.3%（前年比0.5pt低下）であった。他方、少年院仮退院者の再処分率は、18～23%台で推移しており、2年は19.5%（同0.6pt上昇）であった。

5-2-5-5表 保護観察対象少年の再処分率の推移

（平成23年～令和2年）

① 保護観察処分少年

年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
23年	16,067	16.8	0.1	...	0.4	0.1	0.6	8.6	7.0	0.1
24	15,614	18.8	0.2	...	0.5	0.2	0.8	9.2	7.9	0.1
25	14,333	17.6	0.1	...	0.4	0.3	0.6	8.6	7.5	0.1
26	13,782	16.4	0.2	...	0.4	0.2	0.6	8.1	6.8	0.1
27	13,213	17.1	0.2	...	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1
28	11,728	17.5	0.2	-	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1
29	10,584	17.2	0.2	-	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2
元	8,557	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.5	7.1	0.2
2	7,659	16.3	0.2	0.0	0.6	0.3	0.7	7.9	6.3	0.2

② 少年院仮退院者

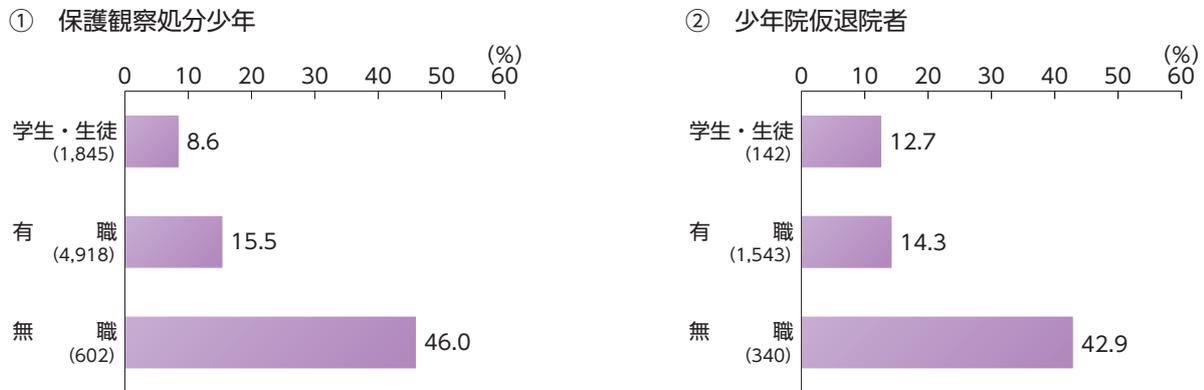
年次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
23年	3,882	18.9	0.2	...	0.2	0.2	0.5	12.6	5.1	0.1
24	3,681	23.1	0.1	...	0.3	0.1	0.6	15.9	6.1	-
25	3,354	21.2	0.2	...	0.2	0.1	0.4	14.2	5.8	0.1
26	3,312	20.8	0.3	...	0.4	0.2	0.6	13.7	5.7	-
27	3,250	20.4	0.1	...	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	-	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	-	-	0.2	-	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	-	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	-	0.1	-	0.4	12.1	5.9	0.1
2	2,144	19.5	0.2	-	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0

注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
 4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限る。）並びに交通関係4法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

令和2年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、5-2-5-6図のとおりである。保護観察処分少年、少年院仮退院者共に、無職であった者は、有職又は学生・生徒であった者と比べて、再処分率が顕著に高い。

5-2-5-6図 保護観察対象少年の再処分率（終了時の就学・就労状況別）

(令和2年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護観察終了時の就学・就労状況による。ただし、犯罪又は非行により身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については、身柄を拘束される直前の就学・就労状況による。
 4 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
 5 家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を除く。
 6 () 内は、実人員である。